

兵庫県公報

令和元年 8月30日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（都市政策課）	1

公布された法令のあらまし

●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第14号）

学校、保育所等の特定の用途に供する敷地については、緑化をすることがその敷地の本来の使用目的に支障をきたす運動場等の部分がある敷地の大部分を占めており、緑化基準を満たすことが困難な場合もあることを踏まえ、これらの敷地の緑化基準について特例を定めることとした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第14号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第17の2の部の備考2中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同部の備考に次のように加える。

6 次の表の左欄に掲げる建築物の敷地における緑地の面積について、備考5前段に定める方法によってもなお建築物の敷地の緑化基準を満たすことが困難な特段の理由がある場合は、緑地の面積の欄中「空地面積の50パーセント」とあるのは「備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積」とし、備考2中「敷地面積から当該敷地面積」とあるのは「敷地面積から備考6の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積を控除した面積（以下「控除後敷地面積」という。）から、当該控除後敷地面積」とする。

建築物の区分	建築物の敷地の部分	緑地の面積の特例
(1) 学校、社会福祉施設及び社会教育施設	屋外の運動場、園庭その他の運動施設	空地面積の50パーセント及び中欄に掲げる建築物の敷地の部分の面積の5パーセントの合計面積から備考5の建築物の屋上、壁面、バルコニー等の緑化をもって代える面積を控除した面積
(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車により輸送を行う貨物の積卸し、荷さばき又は保管を行う施設	貨物の積卸し、荷さばき及び保管を行う屋外の部分、当該部分までの屋外通路並びに大型自動車の屋外駐車場	空地面積の50パーセントの面積から備考5の建築物の屋上、壁面、バルコニー等の緑化をもって代える面積を控除した面積

附 則

この規則は、公布の日から施行する。